

平成30年度武蔵野市下水道事業会計予算

平成30年度武蔵野市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,779,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月20日 提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,995 千円
	1 負担金	2,995
2 使用料及び手数料		1,411,643
	1 使用料	1,411,253
	2 手数料	390
3 国庫支出金		77,308
	1 国庫補助金	77,308
4 都支出金		16,264
	1 都補助金	12,183
	2 都負担金	4,081
5 財産収入		165
	1 財産運用収入	165
6 繰入金		979,074
	1 一般会計繰入金	979,074
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		290
	1 市預金利子	1
	2 雑収入	289
9 市債		291,200
	1 市債	291,200
歳入	合計	2,779,939

歳出

款	項	金額
1 下水道費		2,411,549 千円
	1 下水道管理費	1,852,305
	2 下水道建設費	559,244
2 基金積立金		18,445
	1 基金積立金	18,445
3 公債費		346,945
	1 公債費	346,945
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		2,779,939

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 291,200	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。